



特集

確定申告について

申告期間は、2月16日(火)～3月15日(月)です。次の点にご注意ください。

●確定申告のお知らせ・所得税確定申告書等の用紙

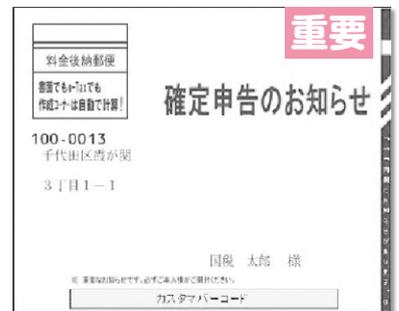
税務署から所得税確定申告書等用紙の代わりに「確定申告のお知らせ」が送付されています。

こちらには、予定納税額や振替口座等確定申告に必要な情報が記載されていますので、**必ず申告会場にお持ちください。**

なお、「確定申告のお知らせ」に納付書が同封されている方は、**納付書も必ずお持ちください。**

申告書の用紙は、税務署に連絡すると郵送してもらえるほか、税務署窓口、役場玄関にも設置していますので、必要書類をそろえてください。

※申告書等が送付されない場合でも、確定申告が必要な場合があります。



●マイナンバー

申告書には申告者、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等の**マイナンバーの記入が毎年必要**です。

マイナンバーは、番号のメモではなく、マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入り住民票の写しのいずれかをお持ちください。(それぞれのコピーでも可)

●帳簿・収支内訳書の作成

事業収入(営業・農業)、不動産収入がある方は、ご自身で作成した帳簿を基に事業収入(営業・農業)、不動産収入の収支内訳書の作成が必要です。**作成が完了していない場合は、申告受付が出来ません。**作成にあたっては、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用いただくことも可能です。前年の収支内訳書等を参考に、漏れの無いように作成をお願いします。

★注意点★

- ①収入合計、経費合計、所得金額を計算し、**提出用にボールペンで記入**してください。
- ②農地中間管理機構関係の収入は、**契約者(=土地の所有者)の申告**となります。
契約者と収入の受領者(お金の受取人)が別の場合、贈与税の申告が必要な場合もあります。
贈与税の申告については、津島税務署でご相談をお願いします。(津島税務署：☎26-2161)
- ③農地中間管理機構関係の収入の種類は、次のとおりとなります。
・協力金、補助金…農業収入のある方⇒農業の雑収入。農業収支内訳書の雑収入欄に記入してください。
農業収入のない方⇒総合雑収入。所得税申告書のその他の雑収入欄に記入してください。
・賃料…不動産収入。不動産の収支内訳書の作成が必要です。
- ④農協からの出資配当金は、農業の収支内訳書には記入しないでください。
※出資配当金は農業収入ではなく、配当収入ですので、源泉徴収税額が記載された通知書が必要になります。
白色申告でも収入金額や必要経費を帳簿に記載するとともに、請求書・領収書を保存する義務があります。
(帳簿については7年間、その他書類は5年間)税務調査の際に提示を求められ、適切に作成されていない場合は経費として認められないなど不利益が生じますので、引き続き記帳および保管をお願いします。

●医療費控除

医療費控除は、通常の医療費控除とスイッチOTC控除(セルフメディケーション税制)の**どちらか一方の選択制**です。控除を受ける場合は、**医療費控除の明細書【内訳書】の記入、提出が必要**です。

※領収書は、申告期限から5年間は自宅で保存し、税務署から求められたときは提示または提出しなければなりません。



特集

新型コロナウイルス感染症対策のため 確定申告書は自分で作成し 電子送信または郵送にご協力ください

- **申告期間** 2月16日(火)～3月15日(月)
本村に住所のない方は、住所地の申告会場または津島会場(商工会議所)にて申告してください。
- **受付時間** 午前8時30分～**11時30分**、午後1時～**4時** ※新型コロナウイルス感染症対策のため、受付時間を変更しています。
各受付時間内に添付書類がそろわない場合、収支内訳書等が完成しない場合は、次回の受付時間となります。会場の状況や申告の内容により、順番が前後する場合があります。あらかじめご了承ください。

新型コロナウイルス感染症対策のため多数来場された場合には受付を制限する場合があります。

会場ではマスクの着用、検温、手指消毒を実施します。37.5度以上の方は入場をお断りさせていただきます。

また、来場人数を分散するためできる限り地区割に合わせてご来場ください。

申告の内容によっては、役場会場での申告相談を受付できない場合があります。

(例：上場株式等の配当、譲渡収入がある方、初めて住宅ローン控除等を受ける方で、贈与を受けた分がある方 等)

確定申告の相談日程		会場
2月	16日(火)	飛島村役場 2階 第3会議室
	17日(水)	
	18日(木)	
	19日(金)	
	22日(月)	
	24日(水)	
	25日(木)	
	26日(金)	
3月	1日(月)	
	2日(火)	
	3日(水)	
	4日(木)	
	5日(金)	
	8日(月)	
	9日(火)	
	10日(水)	
	11日(木)	
	12日(金)	
	15日(月)	

2月	17日(水)	※2 商工会 青色決算指導	産業会館 1階会議室
	24日(水)	※2 商工会 青色決算指導・確定申告書取りまとめ	
3月	8日(月)	※2 商工会 確定申告書取りまとめ・消費税申告	

※1. 本年度は**2月25日(木)**に**東海税理士会津島支部**による**無料税理士相談**ができます。

なお、相談時間は午前9時30分～11時30分、午後1時～**4時**です。

※2. 商工会の相談は、午前9時30分～正午、午後1時～3時30分です。

持ち物チェックリスト

必要書類が不足している場合、申告の相談受付ができません。

このチェックリストを利用し、お忘れ物なく申告会場にお越しください。

※必要な様式がお手元にない場合、税務署に連絡すると郵送してもらえます。

1.全員が必要なもの

- 確定申告書類チェック表(会場へ来る前に記載しておいてください)
※申告する人1人につき1枚ですので、用紙が足りない場合は村公式ホームページからもダウンロードできます。
- 申告者本人名義の口座のわかるもの(金融機関名・支店名・口座番号)
- 本人と家族のマイナンバー…マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー入り住民票のいずれか。(コピーでも可)
- 税務署から送られてきた申告書・確定申告のお知らせはがき(通知)。
※税務署から送られてきたものがない方は次の情報が必要です。
 - └ 予定納税 (していない・した ⇒ 予定納税額)
 - └ 納付方法 (口座振替・納付書)

2.収入のわかるもの

- 収支内訳書、青色決算書…営業・農業・不動産収入のある方が対象です。
※**未完成では受付できません。**収入、経費を合計し、所得金額まですべて記入をしてください。
- 源泉徴収票…給与、公的年金収入のある方が対象です。
※**地区の役員等の報酬分も必要です。**手元にない場合は支払元からの再発行が必要です。
日本年金機構(中村年金事務所)：☎052-453-7200 農業者年金基金：☎03-3502-3945
- 個人年金(定期、終身)・報酬・シルバー等の支払報告書
- 保険の満期返戻金・解約返戻金等の支払報告書

3.控除のわかるもの

- 社会保険料の支払額がわかるもの…年末調整で完了している方は不要です。
※**還付があった場合は、還付通知書の写しが必要**です。
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料⇒民生部住民課
介護保険料⇒すこやかセンター内福祉課
国民年金⇒日本年金機構(中村年金事務所)：☎052-453-7200
- 生命保険、地震保険の控除証明書…年末調整で完了している方は不要です。
- 身体障害者手帳・精神福祉手帳・療育手帳・障害者控除対象者認定書
※障害者控除対象者認定書はすこやかセンター内福祉課が送付しています。**複数お持ちの方は、すべてが必要**です。
- 医療費控除の明細書…スイッチOTC控除を受ける方は、対象者と証明するものが**必要**です。
※おむつ代を含める場合は、医師またはすこやかセンター内福祉課から発行される「おむつ証明書」が**必要**です。
※**医療費の合計まで記載してください。記載がないと受付できません。**
- 寄附金の領収証書等…ワンストップ特例を申請した方も、確定申告が**必要**です。
- 住宅ローン控除等に関する書類…税務署にお問合せのうえ、書類をそろえてください。
※**贈与を受けた分がある方は税務署が開設する申告会場で申告してください。**

4.その他の収入

- 譲渡所得の内訳書(総合譲渡用)…貴金属等をお売った方が対象です。
※**未完成では受付できません。**

●問合せ先 総務部税務課

津島税務署からのお知らせ

●確定申告会場にお越しになる方へ～感染リスク軽減のための対応～

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。相談は、国税庁ホームページ掲載のチャットボットやお電話でも可能です。

※チャットボットはAIを活用した「税務職員ふたば」がお答えする自動会話プログラムです。

●確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、入場整理券を活用して会場内へご案内することを予定しております。確定申告会場に入場するためには「入場整理券」が必要です。

なお、現在、実施している事前予約による申告相談は、1月15日をもって一時終了し、1月18日から入場整理券による申告相談体制に移行します。

●入場整理券の配付方法について

「入場整理券」は、当日、会場で配付しますが、全て配付した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

●国税庁のLINE公式アカウントから事前発行も行っています

まずは、二次元バーコードを読み込んで、国税庁LINE公式アカウントと友達になってください。



●ご注意ください

- ・入場時に、当日配付した「入場整理券」もしくはLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- ・「入場整理券」には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間内に会場へお越しください。
- ・指定された時間に遅れた場合は、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

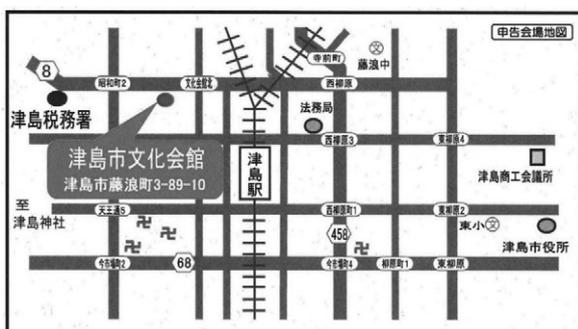
●確定申告会場へお越しになる方へのお願い

- ・検温を実施します。
確定申告会場への入場の際には、検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合や検温にご協力いただけない場合には、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせず、後日、来場していただくようお願いいたします。
- ・マスクの着用、手指消毒をお願いします。
ご来場の際は、マスクを着用していただき、入口等で手指消毒液をご利用ください。
- ・少人数での来場をお願いします。
ご来場の際は、できるだけおひとりでお越しいただき、複数名でお越しの場合もできるだけ少人数でお越しください。

●会場における感染症対策のご紹介

- ・会場内では、ソーシャルディスタンスを確保しています。
- ・会場は、清掃・消毒を毎日行い、日中もこまめに換気やパソコン等の消毒を実施します。
- ・職員は、マスクとフェイスシールドを着用して対応し、自らも頻りにアルコール消毒を行っています。また、毎日の検温など体調管理を徹底しています。

●確定申告会場(昨年と異なります)



●問合せ先

津島税務署 ☎26-2161

※電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。